



高等教育無償化と日本国憲法

丹羽, 徹

(Citation)

高等教育無償化に係る法制と諸方策 : 前韓国教育行政学会会長／元大韓教育法学会会長コ ジョ
ン教授の論考をもとにした対話

(Issue Date)

2022-07-30

(Resource Type)

conference object

(Version)

Accepted Manuscript

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009638>



科研費による日韓／韓日対話企画②

高等教育無償化に係る法制と諸方策

高等教育無償化と日本国憲法

丹羽徹（龍谷大学法学部）

高等教育無償化と日本国憲法

- はじめにー自己紹介を兼ねて

専門は憲法・教育法 とくに子どもの権利（人権）

現在、龍谷大学（京都）法学部教授 法学部長

日本教育法学会事務局長

高等教育無償化への関心は、日本私立大学教職員組合での政策提言活動を通して

2017年 高等教育の漸進的無償化法案（仮）の作成に携わる

- 前回の対話を聴いての若干の感想

人権保障の具体化が運動を通して実現されてきた韓国となかなか進まない日本の対比

人権の獲得への道のりの違い？

高等教育無償化と日本国憲法

- 日本国憲法26条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて均しく、教育を受ける権利を有する。

すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に、教育を受けさせる義務を負う。義務教育はこれを無償とする。

- 大韓民国憲法31条（水島玲央訳、新解説世界憲法集）

すべて国民は、能力に応じて均等に教育を受ける権利を有する。

すべて国民は、その保護する子女に、少なくとも初等教育及び法律の定める教育を受けさせる義務を負う。

義務教育は、無償とする。

（以下、略）

高等教育無償化と日本国憲法

- ⇒ほぼ同じ条文

高等教育の教育費負担

低い公費負担率と高い私費負担率

かつてはOECD諸国の中で日本と韓国がこの二つの特徴を持つ国であった

現在、日本はそのまま

韓国は公費負担の比率が高まっていた

➔さまざまな立法措置とそれをもたらした学生を含めた国民的運動

「教育を受ける」ことの国民の中での位置づけの違い？

受益者負担論によって私費負担を正当化し続ける日本人
人類社会に役立つ将来世代への先行投資とは考えない

高等教育無償化と日本国憲法

- 報告の対象

憲法26条のみならず教育基本法や学校教育法、その他高等教育の無償化を考
えるのに必要な法制度があるが、ここでは、日本国憲法の解釈論の展開を取り
上げることにする。

「教育を受ける権利」を憲法で保障していることが、なぜ高等教育無償化に
直接結びつかないのかを憲法解釈を中心にふりかえる。

高等教育無償化を実現するために国際人権規約が援用されるが、日本の憲法
学において憲法そのものに高等教育無償化へ向けた規範内容が含まれているこ
とを明らかにする。

高等教育無償化と日本国憲法

- 日本国憲法と高等教育

すべての国民の教育を受ける権利が保障されているにもかかわらず、

初等中等教育に圧倒的多くの記述が割かれており、高等教育、社会教育などにはあまり関心を示してこなかった憲法書

高等教育とりわけ大学にかかわっては「学問の自由」（23条）での言及にとどまる

高等教育無償化と日本国憲法

- 日本国憲法と高等教育

国家学会編『新憲法の研究』（1947年）

教育を受ける権利を「社会的乃至社会主義的原理」に基づく規定と位置づける。（宮澤俊儀）

教育を受ける権利も、「個人にかかる生活を営むことを国家権力が侵害しないという意味に解しては、まったくナンセンスである。「現実社会において、かかる利益を享受し得ない者に対して、国家が現実にこれを与えることに努力すべき積極的な責務を負担したのだと解さねばならない。」それを具体的なものとして挙げているのが義務教育の無償である。（我妻栄）

高等教育機関を戦前の大学と専門学校（ひろく中等後教育）として位置づけている。（野田良之）

⇒26条は、義務教育が教育を受ける権利の具体化であり、それ以外についての言及はない
戦後間もないことの歴史的限界でもある

高等教育無償化と日本国憲法

法学協会『註解日本国憲法』（1953年）

憲法26条は、憲法25条（いわゆる生存権）の文化的側面としての教育を受ける機会の平等、「その対象の要請を満たす手段である義務教育の制度を定めた」もの

教育を受ける権利とは「国家が教育の機会均等につき配慮すべきことを国民の側から権利として把握したものであって、国家は立法及び政策を決定するにあたってこうした点を充分顧慮しなければならぬということ、更に一步進んでその趣旨を実現するために適当な手段を講ずる責任があるということの内容とする」

教育とは教育体系をなす制度的機関によって行われるもの＝大学を含む

「機会均等の趣旨を実現するために経済的地位の低いものに対しては国家が一定の奨学義務を負う」「最高学府において男子のみに入学資格をするときは許されない」

高等教育無償化と日本国憲法

- 宮沢俊儀『憲法〔新版〕』（1971年）

「教育を受ける権利は、とりわけ高等教育に関して意味を有する」

「普通教育は、義務教育であり、しかも無償と定められているから、その点については、特に教育を受ける権利をいう実益は少ない。しかし、高等教育においては、義務制はみとめられず、また、無償性もみとめられないから、教育を受けることには、少なからぬ経済的負担を伴う。過去において、高等教育が大はばに貧乏人に無縁だったのは、そのためである。教育を受ける権利は、この事情に着目し、貧乏人に対しても、高等教育を受ける可能性を保障しようとするものである」「国は、能力はあるが、経済的理由によって修学困難なものに対して、少額の方法一育英制度などーを講ずる義務がある」

教育を受ける権利の内実として「高等教育」が中心に置かれるようになったことは、**その後の学説の展開においてあまり継承されなかった。**

高等教育無償化と日本国憲法

- その後の26条に関する記述

「子どもに対して保障される」（芦部信喜『憲法』（1993年））

26条の中心は義務教育制度（辻村みよ子「憲法」（2000年））

義務教育の記述にとどまる（高橋和之『立憲主義と日本国憲法』（2005年））

高等教育無償化と日本国憲法

- 教育の「無償」と憲法

26条2項後段の「義務教育は、これを無償とする」

無償の範囲については、授業料無償説が通説・判例

ただし教育法学では就学必需費無償説が有力

現状 国公立学校は授業料無償 私立学校は無償の対象外

教科書は立法措置によって無償となっている

無償の範囲を広げることに對する批判

国庫負担にすれば教育内容への国家の関与が強まる

高等教育無償化と日本国憲法

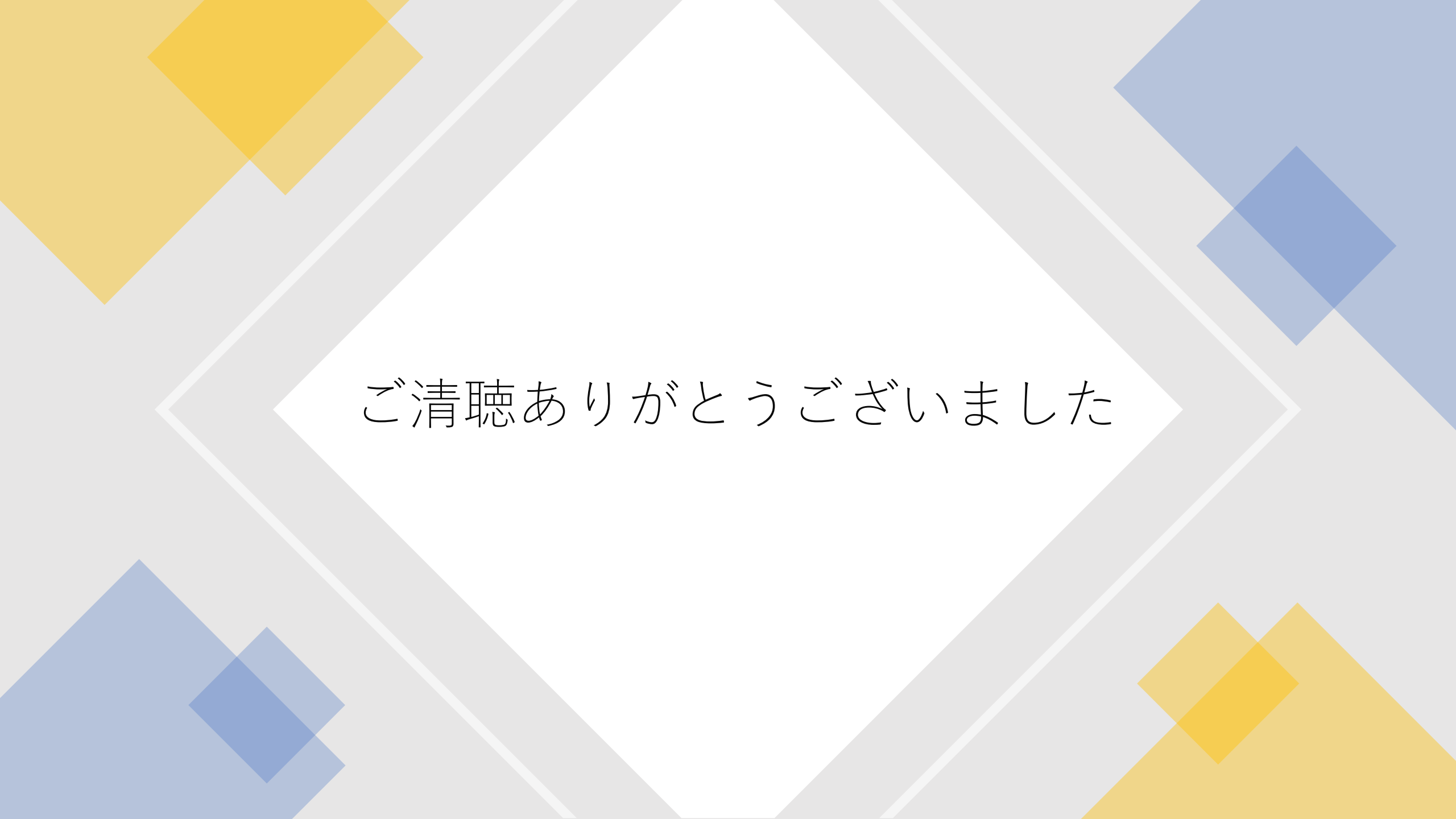
- 教育の「無償」と憲法
- 2010年から高校授業料無償化が立法によって導入された（のちに親の所得制限）
- 大学については2020年度から修学支援金制度が導入され、授業料の減免。給付型奨学金の導入が行われた。

しかし、親の所得制限で極めた限られた範囲しか対象にならない、成績条件、機関要件などが設けられている、教育を受ける権利の具体化するためではなく少子化対策で導入されたことなどの問題点がある。

大学授業料はなお高水準である。

高等教育無償化と日本国憲法

- 憲法学説が高等教育についてほとんど語らなくなっていたことが明らかになったのであるが、学説が語らなかつたからといって、高等教育が教育を受ける権利の対象にならないことにはならない。現在の高等教育は親の経済力によって格差が生まれている。親とは切り離し、学生個々人の人権として高等教育を受ける権利を位置づけなおすことが重要である。高学費の分野を学びたいと思っても、とりわけ私学に行くのは困難だろうし、授業料だけでなく、教科書代、生活費等が学生生活を送るうえでは必須のものである。授業料の無償化が当面の課題であろうが、奨学金のありようも含めて憲法は何を求めているのか、更に検討したい。



ご清聴ありがとうございました